

○岡山県警察受動喫煙防止対策要綱の制定について(通達)

(令和元年6月26日岡厚第214号/岡務第517号/岡装第137号警察本部長例規)

各部長

首席監察官

総務統括官

各所属長

この度、健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)の施行に伴い、別添のとおり岡山県警察受動喫煙防止対策要綱を制定し、令和元年7月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、受動喫煙防止対策推進要領の制定について(通達)(平成22年7月23日岡厚第206号、岡会第379号、岡装第222号例規)は、廃止する。

別添

岡山県警察受動喫煙防止対策要綱

第1 目的

この要綱は、岡山県警察に係る施設の敷地内等における受動喫煙の防止を図るため、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)に定めるもののほか、受動喫煙の防止対策に必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 警察施設

警察施設とは、岡山県警察本部庁舎等管理規程(平成19年岡山県警察訓令第10号)に定める庁舎等のほか、次に掲げるものをいう。

(1) 警察署等

警察署及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう(居宅部分を除く。)

(2) 交番等

交番その他の派出所、駐在所(居宅部分を除く。)、立寄所及び分駐所(従来、交番又は駐在所として使用していたものに限る。)の庁舎及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。

2 警察車両等

岡山県警察車両管理規程(平成12年岡山県警察訓令第5号)に定める警察車両等をいう。

3 警察施設等管理責任者

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。

(1) 警察施設

岡山県警察本部庁舎等管理規程に定める管理責任者及び警察署長

(2) 警察車両等

岡山県警察車両管理規程に定める運用責任者

4 特定屋外喫煙場所

警察施設の屋外の一部の場所のうち、当該警察施設等管理責任者によって区画され、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。)に定めるところにより、喫煙することができる場所である旨を記載した標識の掲示その他規則で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

5 施設管理権原者

受動喫煙の防止の取組に係る方針の判断及び決定を行う立場にある者であり、施設の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有するものをいう。

第3 喫煙禁止場所

喫煙を禁止する場所は、警察施設の敷地内(機動隊待機寮及び警察学校の学生寮に係る屋外の喫煙場所並びに特定屋外喫煙場所を除く。)及び警察車両等の車内とする。ただし、岡山県警察以外の施設管理権原者(以下「他の施設管理権原者」という。)が管理する施設に所在する警察施設については、他の施設管理権原者の方針に従うものとする。なお、特定屋外喫煙場所については、警察本部長が必要と認めた場合に限り、法に定める措置を講じた上で設置することができることとする。

第4 警察施設等管理責任者の責務

1 喫煙に係る器具及び設備の設置の禁止

警察施設等管理責任者は、警察施設の敷地内の喫煙禁止場所に灰皿等の喫煙の用に供されるための器具及び設備を、喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 喫煙者等に対する措置

警察施設等管理責任者は、警察施設の敷地内等の喫煙禁止場所において喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

3 その他受動喫煙防止のために必要な措置

警察施設等管理責任者は、2に定めるもののほか、当該警察施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

第5 留意事項

警察施設等管理責任者は、「敷地内禁煙」等の標識を警察施設の分かりやすい場所に掲示するとともに、来庁者等に対しても、受動喫煙の防止に対する理解と協力を求めるものとする。